

Weekly コラム

平成 30 年 11 月 13 日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

NISA 初年度の 非課税期間終了へ

NISA の専用口座で保有する株式のうち、制度がスタートした 2014 年に購入した株式の非課税期間が年内に終了します。来年以降も株を持ち続けるのであれば、売却益に課税される通常の口座に移管するか、来年分の非課税枠を使って NISA の適用を継続するか、いずれかの選択が必要です。

NISA で年間 120 万円までの投資の利益が非課税になる期間は 5 年に限られます。そのため、制度が始まった 14 年に投資した分は今年で非課税期間が終了することになります。

通常の口座（一般口座・特定口座）への移管では、今年 12 月の最終営業日の時価を基準にして、その後の利益には 20% の所得税が課税されることとなります。

一方、新たな NISA 口座への移管後は、5 年間の非課税期間が改めてスタートすることになります。非課税の対象となる投資金額は、新たな口座に引き継いだ残高全て。例えば初年度に 100 万円で購入した株式が 500 万円まで増えているとすると、非課税となる金額は通常の NISA の年間上限である 120 万円ではなく、500 万円全額です。

ただし、新たな NISA 口座に移管すると、その年の NISA の非課税枠をつぶしてしまうこととなります。すなわち年末の時点で 120 万円以上の株を新口座に引き継ぐと、その年は他に NISA の非課税枠を使えなくなります。

いずれの選択肢が資産形成に有利であるかは、来年以降の株式の動きによって変わります。保有している株式が他の株式と比べて値上がり率が高いと判断するならば、新しい NISA 口座への移管が一般的な選択肢となります。

日本証券業協会は初年度の非課税期間の終了が間近に迫っていることを受け、利用者に対し、証券会社から順次届く案内に従い、各社の定める期限までに手続きをするように注意を呼び掛けています。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。